



令和3年税制改正（法人税）

ASAHI IPO NEWS LETTER は、IPOを目指す企業向けに税務・会計に関する情報提供を目的として発行しています。当NOでは令和3年度税制改正のうち法人税に関わる主要項目を取り上げます。

<Point>

- ◆ キーワードはデジタル化とカーボンニュートラル。これらの投資を促進する改正が行われます。また、電子帳簿保存制度の改正により、経理の電子化による生産性の向上やテレワークの推進が図られます。
- ◆ M&A後に生じた想定外の損失に対応できるよう買収額の一定割合を損金に算入が可能となる中小企業のM&A税制が創設されます。

項 目	内 容	適 用 時 期 等
法人税	デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設 <u>ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生及び民間におけるデジタル化の促進のため、デジタル技術を活用した企業変革(DX)への投資促進税制が創設されます。</u> ①産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人で同法の事業適応計画(仮称)の認定を受けたものが、下記②の資産を取得し事業の用に供したときは、特別償却(30%)または税額控除(3% or 5%)の選択適用ができるようになります。 ②対象資産 事業適応設備に該当するソフトウェア、機械装置、器具備品、繰延資産 ③控除税額はカーボンニュートラルに向けた投資促進税制による控除税額との合計で法人税額の20%が上限となります。	産業競争力強化法改正法施行の日から令和5年3月31日までの間に取得等をして国内にある事業の用に供した対象資産に適用
	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設 <u>2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」という目標に向けた投資促進税制が創設されます。</u> ①産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人で同法の中長期環境適応計画(仮称)の認定を受けたものが、その計画に従って中長期環境適応生産性向上設備(仮称)または中長期環境適応需要開拓製品生産設備(仮称)を取得し事業の用に供したときは、特別償却(50%)または税額控除(5% or 10%)ができるようになります。 ②控除税額はDX投資促進税制による控除税額との合計で法人税額の20%が上限となります。	産業競争力強化法改正法施行の日から令和6年3月31日までの間に取得等をして国内にある事業の用に供した対象資産に適用
	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度の見直し <u>コロナ禍を踏まえ、賃上げ及び投資の促進に関する制度が見直されます。</u> ①青色申告法人で国内新規雇用者に対する給与等の増加割合が前期比2%以上であるときは、一定の新規雇用者給与等支給額の15%の税額控除ができますようになります(設備投資要件は無くなります)。 ②控除税額は法人税額の20%が上限となります。	令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用
	繰越欠損金の控除上限の特例の創設 <u>コロナ禍による欠損金については、一定期間に限り、DXやカーボンニュートラル等、事業再構築・再編に係る投資に応じた範囲において最大100%までの控除が可能となります。</u> ①産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が一定の期間内に事業適応計画(仮称)の認定を受けたもののうち、その計画に従って事業適応(仮称)を実施するものの適用年度において特例対象欠損金額※がある場合には、その特例対象欠損金額については、欠損金の繰越控除前の所得金額(50%超の部分については、累積投資残額に達するまでの金額に限定)の範囲内で損金算入できることとなります。 ※令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度において生じた青色欠損金額	下記のいずれにも該当する事業年度に適用 ①基準事業年度(特例対象欠損金額が生じた事業年度のうち一定の事業年度)開始の日以後5年以内に開始した事業年度 ②事業適応計画の実施時期を含む事業年度 ③令和8年4月1日以前に開始する事業年度

項 目	内 容	適 用 時 期 等
中小企業M&A税制の創設	中小企業の再編を促すため、M&A後に生じた想定外の損失に対応できるよう、買収額の一定割合を損失準備金として損金に算入できる制度が創設されます。 ①中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告法人のうち同法の経営力向上計画の認定を受けたものが、その計画に従って他の法人の株式等を取得等して一定要件を満たす場合には、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額は損金算入できるようになります。 ②①の準備金は、その株式の全部または一部を有しなくなった場合その他一定の場合には取り崩すほか、5年間の据置期間経過後、原則として5年間で均等額を取り崩して益金算入することになります。	中小企業等経営強化法改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間の取得した対象株式等に適用
中小企業向け各種税制の見直し・延長等	各制度が以下の見直しの上、その適用期間が2年延長されます。 ①所得拡大促進税制 適用要件及び税額控除率25%要件について、継続雇用者給与等支給額の増加割合の判定から雇用者給与等支給額(雇用調整助成金等は控除しない)の増加割合の判定に見直されます。 ②中小企業者等の法人税の軽減税率の特例 ③中小企業投資促進税制 対象となる指定事業に、不動産業、物品賃貸業、料亭・バー等の一定の事業が追加されます。	令和5年3月31日までの間に開始する事業年度まで延長
税務関係書類の押印義務の見直し	行政手続のコスト削減や税務手続の負担軽減の観点から、提出者等の押印が必要だった税務関係書類について、担保提供関係書類や遺産分割協議書等の一定の書類を除き、押印が不要となります。	令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用
電子帳簿等保存制度の見直し	①国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度・国税関係書類に係るスキナ保存制度について、承認制度が廃止されます。 ②一定の要件を満たす電子的帳簿は電子データのまま保存する事が可能となります。 ③タイムスタンプ要件が大幅に緩和され、スキナで読み取る際に行う書類への自署の不要や適正事務処理要件(相互牽制等)が廃止されます。	令和4年1月1日から施行

上記内容の他、税務、会計、IPOに関するご相談を随時受け付けております。

ipo-support@asahitax.jp に是非お気軽にお問合せください。

Column

2020年の新規上場社数は、前年比7社増の93社となりました。新規上場会社の業種別内訳では、情報・通信業が36社（シェア38.7%）で最多となり、法人向けのIT関連サービスを展開する企業が目立っています。また、スタートアップ企業の資金調達環境においても依然としてDXを展開する企業を中心に多額の資金供給が継続されています。今回お届けした「令和3年税制改正（法人税）」においてもDX関連の投資を促進する改正がなされ、コロナ禍を背景にアナログからデジタル化を一気に推し進めようとする国の意図が汲み取れます。このような環境は、IT関連サービスを展開する企業にとって事業拡大のチャンスとなり、2021年以降も関連企業の上場はさらに増加すると予想されます。社会が必要とする技術・サービスを提供する企業が1社でも多く上場し、資本市場の活性化が促されることを期待します。